

府中市家庭的保育事業等及び公私連携保育所に係る指導検査実施要綱

平成29年2月24日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく家庭的保育事業等及び公私連携保育所に係る指導検査の実施に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- (2) 公私連携保育所 法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所をいう。
- (3) 保育提供者 家庭的保育事業等を行う者並びに公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人又は公私連携型保育所の長をいう。
- (4) 指導検査 法第34条の17第1項及び第56条の8第7項の規定により行う質問、立入り、検査等及び各種指導をいう。

(指導検査の実施日程)

第3条 市長は、指導検査の日程について、毎年度当初に実施計画を定めるものとする。

(指導検査の通知)

第4条 市長は、指導検査を実施するときは、実施の日時、場所、指導内容その他の指導検査の実施に関し必要な事項を、保育提供者に対して、あらかじめ通知書により通知するものとする。

(指導検査の実施方法)

第5条 指導検査は、関係法令等の遵守に関し、別に定める指導検査基準に照らして、遵守状況の確認のために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行うものとする。

2 指導検査は、関係法令等について十分な知識及び経験を有する者2名以上により実施するものとする。

(指導検査の結果通知)

第6条 市長は、指導検査を終了したときは、その結果について、保育提供者に対して通知書により通知するものとする。この場合において、前条第1項に規定する指導検査基準に照らして改善が必要な事項があると認められるときは、改善を求める事項を付して通知するとともに、原則として30日以内に当該指導内容に係る改善状況に関する報告書又は改善計画書の提出を求めるものとする。

(特別指導検査)

第7条 市長は、家庭的保育事業等及び公私連携保育所において重大な事故が発生し、又はそのおそれがあるときその他市長が特に必要と認めるときは、第3条に規定する実施計画にかかわらず、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを目的として、特定の事項について指導検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指導検査の結果について、法第34条の17第3項及び第4項並びに第56条の8第10項及び第11項の規定による行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、改善を求める事項を付して通知するとともに、原則として30日以内に当該指導内容に係る改善状況に関する報告書又は改善計画書の提出を求めるものとする。

3 第4条及び第6条の規定は、第1項の規定による指導検査については適用しない。

(関係機関との連携)

第8条 指導検査は、東京都その他の各種法令に基づく指導監査の実施主体となる関係機関と事前に調整を行い、必要に応じて複数の検査を同時に実施するものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。